

夜間金庫規定

1. (取扱範囲)

- (1) 夜間金庫は、当組合におけるご本人の当座預金、普通預金へご入金の場合にのみご利用ください。
- (2) この場合当組合は、この規定のほかそれぞれ該当する預金の規定によってご入金のお取扱いをいたします。

2. (取扱手続)

- (1) ご入金の際は、当組合所定の「入金伝票」に日付、金額、氏名等をご記入のうえ、現金、小切手等を通帳とともに当組合所定の入金鞆に入れ、施錠のうえ本金庫にご投入ください。
入金鞆が2か以上におよぶ場合は、入金伝票は1鞆毎に別々におつくりください。
- (2) 入金鞆が完全に投入されますと、利用記録票(レシート)が発行されますので、外扉閉鎖後忘れずにお持ち帰りください。
- (3) 利用済の入金鞆、通帳は当組合の受入手続終了後、レシートと引き換えにご返却いたしますので、窓口業務取扱時間内にご来店のうえお受取りください。

3. (金額の確認)

- (1) 投入された入金鞆は翌営業日に当組合の役席者が立会のうえ開鞆いたします。
- (2) ご入金額が、同封の入金伝票の金額と相違する場合は、当組合で確認した金額をもってご入金といたします。ただし、この場合は、その旨ご利用者にご連絡いたします。
- (3) ご入金は開鞆の日付をもってご指定の預金口座にご入金手続をいたします。

4. (責任の帰属)

- (1) 投入された入金鞆については、当組合がその内容を確認する以前に、当組合の責に帰さない事由により生じた損害については、当組合はその責任を負いません。
- (2) 本金庫の利用者、あるいはその利用者の行為により、当組合または他の利用者に損害を与えたときは、その利用者が一切の責任を負うものとします。

5. (譲渡・質入の禁止)

本金庫の利用権、および金庫用品を転貸、譲渡、売買または質入の目的とすることはできません。

6. (利用手数料について)

別途定める、夜間金庫利用手数料表により、基本料金(月額)、入金帳発行手数料、入金鞆紛失(毀損)手数料、入金鞆正鍵紛失(毀損)手数料、外扉鍵紛失(毀損)手数料を支払うものとする。

ただし入金鞆は3個までとし、以後1個毎に基本料金(月額)が加算されるものとする。

7. (その他)

- (1) 外扉用鍵、入金鞆、入金鞆正鍵を喪失または破損した時は、直ちに所定の届書により当組合へご提出ください。
- (2) 入金鞆の副鍵は当組合が所持し、その開閉に使用いたします。
- (3) 利用者あるいは当組合の一方の都合により本契約を解約するときは、1週間前に予告をするものとします。その際は外扉用鍵、入金鞆および入金鞆正鍵をただちに当組合へご返却ください。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条4の規定により金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ

掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表時の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上